

エコ通勤優良事業所認証実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エコ通勤に関する意識が高く、エコ通勤に関する取組みを自主的かつ積極的に推進している事業所を「エコ通勤優良事業所」として認証し、登録するとともに、その取組み事例を広く国民に周知することにより、エコ通勤の普及促進を図ることを目的とする。

(認証・登録対象)

第2条 認証・登録の対象となる事業所は、国内に所在する企業、団体等の事業所とする。

(認証・登録要件)

第3条 公共交通利用推進等マネジメント協議会会長は、次の要件を満たす事業所のうち、優良と認める事業所を「エコ通勤優良事業所」として認証し、登録することができる。

- (1) エコ通勤推進担当者が指名されていること。
- (2) 従業員の通勤実態が把握されていること。
- (3) エコ通勤に関する具体的な取組みを実施していること。
- (4) エコ通勤プランが作成されていること。

(エコ通勤推進担当者)

第4条 エコ通勤推進担当者は前条第2号、第3号及び第4号の取組みの実施を統括し、取組みの円滑な推進を図るものとする。

(申請)

第5条 認証・登録しようとする事業所は、エコ通勤優良事業所認証・登録申請書(様式1)に、認証・登録を申請する月から2年程度のエコ通勤の取組み目標及び取組み内容等を記載したエコ通勤プラン(様式2)を添付することにより申請するものとする。

(確認)

第6条 公共交通利用推進等マネジメント協議会会長は、申請事業所の取組みが第3条の規定を満たしているか、確認を行う。

(認証・登録)

第7条 公共交通利用推進等マネジメント協議会会長は、申請事業所の取組みが第3条の規

- 定を満たしていると判断できるときは、当該事業所を優良事業所として認証・登録し、その事実を様式3により通知するとともに、登録証（様式4）を交付する。
- 2 登録の有効期間は認証・登録日から2年間とする。
 - 3 登録された事業所は、認証・登録日から1年及び2年を経過した日が属する月の末日までに、それぞれその前月の末日までの1年間の取組み実績を、報告書（様式5）により公共交通利用推進等マネジメント協議会会長に報告するものとする。
 - 4 登録された事業所は、有効期間を延長しようとするときは、認証・登録日から2年を経過した日が属する月の末日までに、第3項の報告書に、当該登録有効期間満了月から2年程度のエコ通勤の取組み目標及び取組み内容等を記載したエコ通勤プラン（様式2）を添付し、提出するものとする。
 - 5 公共交通利用推進等マネジメント協議会会長は、第3項及び第4項の規定に基づき提出された報告書及びエコ通勤プランが、優良事業所の取組みとして十分な内容であると認められるときは、当該事業所にかかる登録の有効期間を当該登録の有効期間の満了の日の翌日から2年間延長することができる。

（公表）

- 第8条 公共交通利用推進等マネジメント協議会会長は、エコ通勤優良事業所を認証し、登録したときは、ホームページで公表する等により、広く国民に対して周知するものとする。
- 2 登録事業所は、公共交通利用推進等マネジメント協議会会長が定めるロゴマークを使用することができる。

（認証・登録の取消し）

- 第9条 公共交通利用推進等マネジメント協議会会長は、登録事業所が第3条の規定を満たさなくなったとき、または、本制度の趣旨に反する行為を行ったときは、その認証・登録を取消することができる。
- 2 公共交通利用推進等マネジメント協議会会長は、前項の規定により認証・登録を取消したときは、様式6により取消しを通知する。
 - 3 認証・登録を取消された事業所は、前条第2項に定めるロゴマークの使用を直ちに中止するものとする。

（変更の届出）

- 第10条 登録事業所は、次の申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届（様式7）を提出するものとする。
- （1）登録事業所の名称
 - （2）所在地

(3) エコ通勤推進担当者

(4) 第3条第3項及び第4項に定める取組み内容

(所掌)

第11条 この要綱に関する事務は、国土交通省大臣官房参事官（交通産業）及び交通エコロジー・モビリティ財団で所掌する。

(その他)

第12条 この要綱の改定は、公共交通利用推進等マネジメント協議会の決議により行う。

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は公共交通利用推進等マネジメント協議会会長が別に定める。

付則

この要綱は、平成21年6月11日から施行する。

付則（令和2年6月25日公マネ規第1号）

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

付則（令和3年6月28日公マネ規第1号）

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

付則（令和5年4月12日公マネ規第1号）

この要綱は、令和5年4月12日から施行する。

付則（令和5年7月3日公マネ規第2号）

この要綱は、令和5年7月4日から施行する。